解散公告（第一回）

当法人は、定時社員総会の決議により平成二十五年二月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

東京都品川区大崎一丁目六番四号新大崎勧業ビルディング二階　医療法人社団眞美会

清算人　小関　光美

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

東京都台東区東上野五丁目一番　同善会

代表清算人　鵜飼　俊忠

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

財団法人愛知県職員互助会

清算人　大村　秀章

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の総会の決議により、平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

愛知県岡崎市十王町二丁目九番地

社団法人岡崎市職員共済会

清算人　谷口　善一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀四九五番地八

財団法人紀北町開発公社

代表清算人　尾上　壽一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

大阪市浪速区大国三丁目六番一九号

財団法人大阪同和産業振興会

代表清算人　辰巳　知弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

奈良県吉野郡東吉野村大字大豆生五〇三番地

財団法人大豆生自治会

代表清算人　辻本　好裕

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

奈良県五條市西吉野町川岸二五〇番地

財団法人川岸自治会

代表清算人　水谷　忠弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

鳥取県日野郡日南町霞八〇〇番地

財団法人日南町地域振興公社

代表清算人　増原　聡

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日開催の通常総会の決議及び山口県教育委員会の認可により平成二十五年三月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

山口県萩市大字堀内三五五番地萩博物館内

社団法人萩文化財保護協会

清算人　原田　利正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

北海道函館市美原一丁目一八番一九号

財団法人函館市水道サービス協会

代表清算人　佐藤　理

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月六日開催の臨時社員総会の決議並びに福島県知事の認可により平成二十五年二月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

福島県会津若松市大町一丁目六番三号

医療法人高澤クリニック

清算人　高澤　裕之

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

福井県福井市大手三丁目一七番一号　福井県観光営業部文化振興課内

財団法人岡島美術財団

代表清算人　竹内　忠明

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

滋賀県大津市京町四丁目一番一号

財団法人びわこ空港周辺整備基金

清算人　嘉田由紀子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

岐阜市次木三四八番一号

社団法人岐阜県植物防疫協会

代表清算人　桑田　宜典

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

京都府舞鶴市字北吸一〇五四番地

財団法人舞鶴市コミュニティ振興公社

代表清算人　本田　安志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月二十二日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

京都府舞鶴市字上安久小字安久谷原三九一の二

社団法人舞鶴労働基準協会

代表清算人　小松　康夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

大阪市北区大淀中二丁目一番三八号

財団法人杉田女学校

代表清算人　杉田　榮慶